

政令番号209 ジプロモクロロメタン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成28年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬登録 製剤	登録製剤以 外殺虫剤	その他	
1	北海道							1.9E+3	1,924.8
2	青森県							4.8E+2	484.4
3	岩手県							3.8E+2	377.3
4	宮城県							6.7E+2	668.4
5	秋田県							6.2E+2	617.2
6	山形県							5.1E+2	507.5
7	福島県							4.8E+2	483.8
8	茨城県							1.6E+3	1,584.7
9	栃木県							7.8E+2	782.2
10	群馬県							9.0E+2	897.7
11	埼玉県							4.1E+3	4,128.8
12	千葉県							4.2E+3	4,244.1
13	東京都							2.7E+3	2,691.6
14	神奈川県							2.7E+3	2,735.1
15	新潟県							9.4E+2	942.4
16	富山県							3.2E+2	320.2
17	石川県							4.1E+2	409.2
18	福井県							3.2E+2	322.0
19	山梨県							5.3E+2	527.3
20	長野県							6.1E+2	607.2
21	岐阜県							4.6E+2	464.1
22	静岡県							1.9E+3	1,850.4
23	愛知県							2.1E+3	2,125.9
24	三重県							9.3E+2	928.1
25	滋賀県							8.2E+2	818.1
26	京都府							8.4E+2	843.1
27	大阪府							4.0E+3	3,993.2
28	兵庫県							2.2E+3	2,182.5
29	奈良県							5.3E+2	526.6
30	和歌山県							2.8E+2	282.7
31	鳥取県							2.8E+2	276.8
32	島根県							4.1E+2	408.1
33	岡山県							8.9E+2	888.4
34	広島県							6.7E+2	672.1
35	山口県							4.5E+2	445.4
36	徳島県							3.9E+2	387.7
37	香川県							3.9E+2	385.4
38	愛媛県							5.6E+2	560.3
39	高知県							2.5E+2	247.6
40	福岡県							1.8E+3	1,787.2
41	佐賀県							5.5E+2	549.5
42	長崎県							4.9E+2	493.3
43	熊本県							4.7E+2	467.1
44	大分県							4.9E+2	492.1
45	宮崎県							3.4E+2	335.6
46	鹿児島県							8.2E+2	819.3
47	沖縄県							2.5E+3	2,473.1
	全国							5.1E+4	50,959.7